

事業区分
金銭給付

平成27年度 事務事業評価シート

事務事業名		住宅修繕資金融資あっせん				所管	都市づくり部 住宅課	
事務事業の概要	事業の開始・終了年度		[事業開始]	昭和 5 1 年度	[終了予定]	- 年度		
	根拠法令等	要綱	[法令等名]	東京都台東区住宅修繕資金融資あっせん制度要綱				
	事業対象	区内に1年以上居住し、住民税を完納しており、返済能力があり、償還完了時の年齢が75歳未満の者						
	事業目的	資金等の都合により、住宅の修繕が困難な区民に対し、金融機関への融資あっせんと利子補給及び損失補償を行い、居住環境の整備を図る。						
	事業内容	住宅の修繕工事に必要な資金の融資を金融機関にあっせんし、利子の一部を区が補給する。対象住宅は、自己用住宅で居住部分の床面積が280㎡以下。融資あっせん額は、工事費の80%以内で10万円以上、500万円以内。マンションの共用部分は、工事費の80%以内で100万円が限度。						
	委託の有無	なし	委託内容					
	補助金の有無	なし						
事務事業の実績	種別	指標の名称	(単位)	目標値 (29年度)	24年度	25年度	26年度	
	活動指標	新規融資実行件数	件	10	6	7	6	
		利子補給件数	件	-	26	33	34	
	成果指標							
	決算額	(単位：千円)			181	206	270	
	事務事業コスト	人にかかるコスト(人件費など)			3,332	3,409	1,700	
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)			0	2	9	
		その他のコスト(扶助費・補助費など)			181	204	262	
		総経費			3,513	3,615	1,971	
	財源項目	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)			0	0	0	
その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)			0	0	0			
一般財源(区負担額)			3,513	3,615	1,971			
前回評価から改善した事項	現に居住している住宅だけでなく、区内転居による居住予定の住宅に対しても当制度を利用できるようにし、区民のニーズに対応した。							
評価の視点	評価	評価の理由						
	必要性	3	区が利子補給することによって、区民の金利負担が軽減するため、住宅修繕の契機となり、区民の居住環境の整備に繋がる。					
	効率性	3	融資限度額の拡大等により事業改善を図っており、事業コストや効率性に大きな変化はない。					
	手段の適切性	3	融資あっせん限度額が500万円であり、取扱金融機関は4金融機関、28支店となっており、利用しやすい制度となっているが、さらなる周知に努める必要がある。					
目的達成度	2	相談を受けても申込みに繋がらないケースや、申込みをしても金融機関の融資の審査が不承認となるケースがあり、目標達成には至らなかった。						
[評価の理由](区民生活への影響を十分考慮すること)				評価結果	今後の方向性			
契約利率が1.15%と低利、かつ融資あっせん限度額が500万円、取扱金融機関は4金融機関28支店となっており、利用しやすい制度となっている。取扱金融機関との連携を強化し、窓口や電話での相談業務の際に事業について適切な案内を行い、融資実行に繋がるよう引き続き努めていく。					維持	拡大 改善 維持 縮小 廃止・終了		